

対ロシア制裁における迂回・潜脱的行為の防止に関する動向

独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2023年11月29日号

執筆者:

中島 和穂

k.nakajima@nishimura.com

閻 佳悦

k.yan@nishimura.com

吉井 一希

k.yoshii@nishimura.com

水野 拳徳

t.mizuno@nishimura.com

1. 対ロシア制裁における迂回・潜脱的行為の防止に関する動向

日本政府は、ロシアによるウクライナ侵攻以降、米国及び EU を含む主要国と連携の上、ロシアに対して、外国為替法及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく種々の制裁措置（以下「対ロシア制裁」という。）を導入している。近時、主要国の導入する制裁措置に対する迂回・潜脱的行為が指摘されているところ¹、主要国は、そうした行為を防止する措置を強化することを合意している²。

こうした文脈の中で、日本政府は、既存の対ロシア制裁の枠組みを維持しつつ、一定の迂回・潜脱的行為が対ロシア制裁の規制対象となること、及び、当該行為の防止の観点から企業がデューデリジェンスを実施する際に具体的に注意すべき項目を近時公表している。以下、対ロシア制裁のうち、①金融関連の規制である支払規制・資本取引規制、及び、②貨物に関する規制である輸出規制のそれぞれについて、近時の日本政府の公表内容及び企業に対する示唆を説明する。

2. 支払規制・資本取引規制

日本は、ロシアに対して、支払規制・資本取引規制を内容とする制裁を発動しており、この制裁措置には、資産凍結等措置の対象者であるロシア関係者（以下「対ロシア制裁対象者」という。）の関与する支払・資本取引の規制が含まれる。具体的には、①支払規制として、日本から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって³、対ロシア制裁対象者に対するものには、許可を受ける義務が課されている⁴。また、②資本取引規制として、居住者と対ロシア制裁対象者との間の預金契約、信託契約及び金

¹ 第三国を経由したロシアへの迂回輸出を報じるものとして、例えば、日本経済新聞「[ロシア、家電を迂回輸入 半導体軍事転用の指摘も](#)」（2023年2月15日）。

² 例えば、[G7 Leaders' Statement on Ukraine](#)（2023年5月19日）（“We will further prevent the evasion and circumvention of our measures against Russia, including targeting entities transporting material to the front.”）。

³ 「居住者」とは、日本に住所又は居所を有する自然人及び日本に主たる事務所を有する法人をいい（外為法6条1項5号）、「非居住者」は居住者以外の自然人又は法人をいう（同項6号）。

⁴ 外為法16条1項、外国為替令（以下「外為令」という。）6条1項、平成10年大蔵省告示第97号1号及び力、平成21年経済産業省告示第229号1号。なお、対ロシア制裁対象者による日本から外国へ向けた支払にも許可が必要とされている。

銭の貸付契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引について許可を受ける義務が課されている⁵。

外為法は、対ロシア制裁対象者として、(a)外務省告示が定めるリストに個別に列挙されている者(以下「**外務省告示リスト掲載者**」という。)、及び、(b)当該リストに掲載される団体⁶が株式の総数又は出資の総額の50%以上を直接に所有する団体(以下「**50%以上直接保有団体**」という。)を挙げている⁷。つまり、上記(b)は、支払や資本取引の相手方が、外務省告示リスト掲載者ではない場合でも、その株式や出資の50%以上を「直接」に保有する団体が、外務省告示リストに掲載される団体であれば、規制の対象となる。

他方で、(c)取引の相手方の株式や出資の50%以上を「間接」に保有する団体、又は、(d)取引の相手方の株式や出資の50%以上を直接又は間接に保有する「個人」が、外務省告示リスト掲載者である場合の取扱いは明記されていない。

この対ロシア制裁対象者に関して、財務省国際局外国為替室は、2023年5月26日に「[令和5年6月1日施行の支払告示・資本取引告示のFAQ](#)」(以下「**本FAQ**」という。)を公表した。本FAQは、2021年の金融活動作業部会(Financial Action Task Force/FATF)による対日相互審査結果に基づき行われた、外為法上の告示の改正⁸を契機として公表されたものであるが、以下のとおり、対ロシア制裁についての言及が含まれている(太字は筆者による強調追加)。

(問3) 今回の改正の対象外となっている制裁対象者(「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人」等)については、制裁対象者のために第三者の名義で行われる支払等や資本取引といった、制裁対象者のために間接に行われる支払等及び資本取引の規制の対象外となるのか。

(答) **外為法の支払等及び資本取引の規制については、形式的な名義等が誰であるのかではなく、支払等及び資本取引の意思決定を行っている実質的な当事者が誰であるのか、その利益が誰に帰属するのか等を総合的に勘案し、規制の該否が判断されるものであり、改正前の規定においても、こうした第三者の名義で行われる支払等及び資本取引や間接に行われる支払等及び資本取引については規制の対象となっています。今回の改正は、規制対象の範囲を変更するものではなく、FATF第四次対日相互審査における指摘等を踏まえ、当該規制の対象の範囲をより明確化する趣旨で行うものです。よって、今回の改正前後において、こうした考え方に変わりはなく、今般の改正対象となっていない制裁対象者(例:「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人」)に関して、**第三者の名義で行われる支払等や間接的に行われる支払等及び資本取引について、引き続き規制の対象となっています。****

本FAQは、対ロシア制裁などで規定される支払規制・資本取引規制の対象となる制裁対象者について「支払等及び資本取引の意思決定を行っている実質的な当事者が誰であるのか、その利益が誰に帰属するのか等

⁵ 外為法21条1項、外為令11条1項、平成10年大蔵省告示第99号1号カ及びヨ、2号ワ及びカ、3号又及びル。この他、特定資本取引に関する規制として、居住者と対ロシア制裁対象者との間の、輸出入に直接伴う、又は鉱業権、工業所有権等の移転等に関する、一定の内容の貸付契約又は保証契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引について、許可を受ける義務が課されている(外為法24条1項、外為令15条1項、平成15年経済産業省告示第193号2号又)。

⁶ ロシア連邦中央銀行及びロシア連邦国民福祉基金を除く。

⁷ 「[資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人](#)」参照。

⁸ FATF第四次対日相互審査における指摘等を踏まえ、タリバン関係者等、テロリスト等、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等及びイランの核活動等に関与する者に関する外為法に基づく規制を明確化するものである。

を総合的に勘案」して決定されることを明示している。したがって、取引の相手方は、外務省告示リスト掲載者や 50%以上直接保有団体でない場合であっても、その実質的な意思決定者や利益帰属主体が、外務省告示リスト掲載者や 50%以上直接保有団体である場合には、上記支払規制・資本取引規制の対象になることを述べている。

そのため、日本の対ロシア制裁が適用される企業は、支払や資本取引の相手方やその 50%以上の直接の株主や出資者が外務省告示リスト掲載者ではないことの確認に加えて、取引の実質的な意思決定主体が取引の名義人とは別に存在したり、支払や資本取引の対象となる資金等が取引の名義人ではなく別の主体に帰属することが疑われないか否かを検証し、その疑いがある場合には、実質的な意思決定主体や利益帰属主体が外務省告示リスト掲載者や 50%以上直接保有団体でないことを確認する必要がある。

3. 輸出規制

対ロシア制裁は、ロシアを仕向地として所定の貨物を輸出すること、及び、ロシアの指定団体との直接又は間接の取引によりロシアを仕向地として貨物を輸出することの双方について、輸出禁止措置（以下「**対ロシア輸出禁止措置**」という。）を導入している⁹。

対ロシア輸出禁止措置は、ロシアを仕向地とする輸出に適用される。ここでいう「仕向地」とは、輸出貨物の最終陸揚港の属する国又は領域を指すが、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかかな場合は、消費又は加工される国が「仕向地」となる¹⁰。つまり、輸出貨物が第三国で陸揚げされる場合であっても、当該貨物がロシアで消費又は加工されることが明らかかな場合には、「仕向地」はロシアと評価される。

経済産業省貿易管理課は、2023年10月20日、「[「ロシア向け輸出禁止措置と「Common High Priority Items」等の輸出における注意について](#)」（以下「**注意文書**」という。）を公表し、「ロシアへの輸出禁止対象に指定されている品目について、ロシア以外の国・地域を經由・通過してロシアに輸出する行為（迂回輸出）は、[外為法]の規定による輸出禁止措置に違反することとなります」と明記し、改めて注意喚起を促している。

また、注意文書は、ロシア向けの輸出が禁止されている品目をロシア以外の国・地域に向けて輸出する場合であっても、以下の注意事例を参考に、最終仕向国、最終用途、最終需要者等を慎重に確認することを要請している¹¹。

⁹ 外為法 48 条 3 項、輸出貿易管理令 2 条 1 項 1 号の 4 及び 1 号の 7

¹⁰ [「輸出貿易管理令の運用について」（輸出注意事項 62 第 11 号・62 貿局第 322 号（S62.11.6））](#)別表第 3、1-4-1 参照。

¹¹ 注意文書別添 2

- ・ 貨物の用途と需要者の事業内容が一致しない。
- ・ 輸出予定先の企業に対して、輸出予定品目に関する最終用途を質問しても、明確な又は合理的な回答が得られない。
- ・ 最終仕向先が運送業者となっている、又は、最終需要者が決まっていない。
- ・ 輸出予定先の企業がロシアに支店等を持っている、又は、（HP 等により）ロシア企業と取引している事実が確認できる。
- ・ 輸出予定先の企業が米国・英国・欧州連合の制裁対象となっている。
- ・ 2022年2月のロシアによるウクライナ侵略開始以降に初めて引き合いがあった。
- ・ 2022年2月のロシアによるウクライナ侵略開始以降に注文数量が著しく増加した。
- ・ 注文数量が、需要者の事業規模に比べて過剰に多量の要求となっている。
- ・ 輸出予定品目の仕向地までの輸送ルートが不明瞭である、又は、ロシアを経由して輸送するよう計画されている。
- ・ 輸出予定品目について、市場価格に比して高額で又は通常よりも好条件（全額前払い等）で取得しようとしている。
- ・ 輸出予定品目の納期日が通常に比して極端に短い。

ロシア向けの輸出が禁止されている品目を第三国に向けて輸出する企業は、上記に列挙された注意事例のように、最終仕向国、最終用途や最終需要者の検証に加えて、取引先がロシア拠点を有するか否かや他国による制裁対象になっているか否か、取引開始・数量・価格・支払条件・輸送ルート・納期の不自然さの観点から検証し、当該輸出がロシアへの迂回輸出にならないかを確認する必要がある。

加えて、注意文書では、日本を含む主要国が、ウクライナから発見されたロシア軍の兵器に使用されていた部品等を調査・特定した結果に基づき、「Common High Priority Items」と呼ばれる45品目のリストを公表した。当該品目は、以下に掲げるとおり、Tier 1からTier 4まで重要度に応じて区分され、Tier 1が最も重要度が高いとされている（具体的な品目及びHSコードは注意文書別添1参照）。

- ・ Tier 1（計4品目）集積回路等の電子部品
- ・ Tier 2（計5品目）通信用途に使用される機器
- ・ Tier 3
 - A（計16品目）ダイオード、トランジスター、デジタルカメラ等の電子機器
 - B（計9品目）機械部品や光学機器など
- ・ Tier 4（計11品目）半導体等の電子部品の設計・製造等に使用される品目

ロシア向けの輸出が禁止されている品目は多数あるが、この45品目はロシア向け輸出の現実的なリスクが高いものとして個別に列挙されている。当該45品目に該当する貨物を第三国に輸出する企業は、上記の列挙された注意事例を参考に、ロシア向けの迂回輸出ではないかについて特に注意することが求められる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com